

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成16年2月10日発行

Vol.5



第9回 田沢湖・角館・西木合併協議会

新自治体の名称について、「募集」することになりました。

第9回合併協議会が、1月23日（金）午後1時30分から、角館広域交流センター多目的ホールを会場に開催されました。

今回の協議会では、名称の決定方法について、「決定方法は地域住民から現町名を単独では用いない名称案を広く募集し、その結果に『田沢湖』、『角館』、『西木』の三市を加え、法定協議会で協議のうえ決定する。」に変更することとし、新自治体の名称を募集することを確認しました。

なお募集方法等の詳細については、2月13日に田沢湖町で開催される第2回臨時合併協議会で、協議することになりました。

第9回
合併協議会の報告・協議
・提案事項について

協議のされた事項は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）……………

「新自治体の名称について」

（協議結果）

はじめに事務局から、今回の協議会にいたるまでの経緯が説明され、協議案第五号については、第二回協議会で「決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」と確認されましたが、地域住民から新自治体の名称についての考えを直接うかが



い、その結果を法定協議会での協議の過程に反映させるため、「決定方法は、地域住民から現町村名を単独では用いない名称案を広く募集し、その結果に「田沢湖」「角館」「西木の三市を加え、法定協議会で協議のうえ決定する。」に変更する案が、提案されました。

委員からは、「三市名も入れて募集した方が、住民の意見が反映されるのではないか。」等の意見が出される一方、「三市名の名称を入れた場合、人口の多さ等によるパワーゲームになってしまう。」「現在の名称を残したい町村で、自分の町村の名前を書いて欲しいとの運動が起こる恐れがある。」等の意見も出され、協議の結果、変更案に賛成することとし、新自治体の名称を募集することと確認しました。

なお募集要項等の詳細については、幹事会等で素案を作成し、二月十三日に開催される臨時協議会で協議することと、確認しました。

新自治体の名称についてのこれまでの協議の経緯について

● 第一回協議会

（平成十五年五月二十三日開催）

協議案第五号「新自治体の名称について」を提案。

● 第二回協議会

（平成十五年六月二十七日開催）

「新自治体の名称については、新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」という決定方法を協議会で確認する。

名称について協議会の委員からアンケート方式で意見をいただくことと確認する。

● 第四回協議会

（平成十五年七月二十五日開催）

三町村長と仙北地域振興局長を除く二十四名の委員からのアンケートの結果は、角館市七、田沢湖市六、北の都（きたのみやこ）市五、北都（ほくと）市三、北浦市・東あきた市・東秋田市がそれぞれ一であった。

● 第五回協議会

（平成十五年八月二十九日開催）

各委員より意見を伺い、決定方法について三町村長で話し合い、次回の協議会で提案するということで確認。

● 第六回協議会

（平成十五年九月二十六日開催）

三町村長案として、「新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。」を提案。

● 第七回協議会

（平成十五年十月二十四日開催）

西木村より、住民説明会が事情により開催できなかったため、次回臨時会までに開催し、住民から意見を聞きたいとの要望がだされる。

● 第一回臨時協議会

（平成十五年十一月二十一日開催）

第八回協議会（二十八日）で、連称案について最大限結論を出すようにしたいと確認。

● 第八回協議会

（平成十五年十一月二十八日開催）

田沢湖町・西木村議会より、臨時協議会後に議会で協議した結果、連称案については大多数が反対であったという意見が出された。委員全員の見集約ができないため、無記名投票による採決を行う。会長を除く二十七人の投票の結果、賛成十六人、反対十一人となり、会議運営規程に基づき、出席委員の三分の二以上の賛成が得られなかったため、「田沢湖と角館を連ねる」名称案は否決される。

協議案第十号（継続協議）……………

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」

（協議内容）

第七回協議会で小委員会委員長より報告のあったとおり、

議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七條第一項の規定を適用し、平成十七年十月三十一日まで、引き続き新市の議会議員として在任する（在任特例）。

定数については、二十四人とする。という調整案が提出され、これに対し、三町村議会からは、「昨年八月の小委員会でも事情を話したときから内容は変わっていない。」「定数は二十四名で結構だが、特例の任期の意見集約はしていない。」「等の意見が出されました。今回は提案ということで、各議会で意見の集約をしていたら、次回の定例会で確認したいということ、継続して協議すること、確認しました。

協議案第十一号（継続協議）……………

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」

この案件についても、第七回協議会で小委員会委員長より報告のあったとおり、

農業委員会委員の任期については、

三町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三十四條第一項の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで新市の農業委員会として存続する。その後一つに統合し、旧町村を区域とする三つの選挙区を設けるものとする。

定数については、選挙による委員の定数は、二十人とする。選挙区については、各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整する。

という調整案が提出され、この案件も次回の定例会で改めて協議すること、継続して協議すること、確認しました。

協議案第二十六号……………



「補助金・交付金等の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第二十七号……………

「消防防災関係事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第二十八号……………

「障害者福祉事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第二十九号……………

「児童福祉事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第三十号……………

「生活保護事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第三十一号……………

「(市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第三十二号……………

「学校教育事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。



協議案第三十三号……………

「文化振興事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第三十四号……………

「コミュニティ活動の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第三十五号……………

「社会教育事業の取扱いについて」

調整案のとおりすること、確認しました。

協議案第二十六号から第三十五号

までの調整案については、平成十五年十一月十日発行の田沢湖・角館・西木合併協議会だよりの「三ページをご覧ください。」

提案事項（次回協議事項）

協議案第三十六号

「地方税の取扱いについて（その2）
国民健康保険税の税率については、できるだけ大幅な変動が生じないよう調整に努め、新市の賦課時に決定することになります。」

都市計画税については、現行どおり新市に引き継ぐことになりませんが、事業の見直し、税の廃止等について、新市において検討を行います。

協議案第三十七号

「使用料、手数料等の取扱いについて」

現在三町村で差異のある使用料及び手数料について、負担の公平の原則

2月10日の西木の紙風船上げに、地元の方のご指導・ご協力のもと、3町村及び合併協議会共同制作による紙風船をあげさせていただきました。3面に三町村のPRキャラクターやイラスト、残り1面に合併成就を祈念して「合併祈願！」と入れました。紙風船のように、合併に向かって、どんどん高く上がって行けますように祈っております。

則から適正な料金のあり方等について調整することになります。

また、各種施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なるため、原則として現行のとおりとします。

ただし、類似施設については可能な限り統一に努めることになりま

協議案第三十八号

「行政区の取扱いについて」

行政区については、当面の間現行どおりとして、新市において統合再編することになります。

三町村が現在行っている行政連絡員制度は現行のとおり新市で継続します。なお行政連絡員の行う業務については、合併時までに調整することになります。

協議案第三十九号

「納税関係事業の取扱いについて」

現在三町村で行われている申告受付事務は新市において調整することになります。

その他の納税関係事務及び事業については、合併時までに調整するものと、新市において調整するものとに区分し調整されます。

協議案第四十号

「商工・観光関係事業の取扱いにつ

いて」

中小企業等関係事業については、合併前に調整することになります。

観光施設については、現行のとおり新市に引き継がれます。

観光イベント及びPR事業については、主催団体と協議の上、新市において調整することになります。

協議案第四十一号

「勤労者・消費者関連事業の取扱いについて」

勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保護の観点から新市において取り組みに努めることになります。

協議案第四十二号

「建設関係事業の取扱いについて」

都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において策定されますが、それまでの間は現行どおり新市に引き継ぎ運用されることになります。

町村道については、すべて市道として引き継がれますが、新市において市道認定基準を新たに策定することになります。

除雪計画については、新市において新たに策定されます。

公営住宅及び使用料については、現行どおり新市に引き継がれます。

第2回 臨時合併協議会

2月13日(金)
午後1時30分から
田沢湖町 総合開発センター

第10回 合併協議会

2月27日(金)
午後1時30分から
西木村 総合開発センター

合併協議会は、どなたでも傍聴できます。皆さんの傍聴をお待ちしています。

事務局より



協議会だより第五号を発行しました。新自治体の名称について一つの進展が見られました。来月から応募を開始する予定ですので、皆さんも名称について考えてみてください。

合併協議会では、皆さまからの、ご意見等も、お待ちしております。お寄せください。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47

TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934

HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>